



### 事業所統計調査実施

昭和廿九年七月一日現在で

昭和二十九年事業所統計調査が七月一日現在で実施されます。

この調査は統計法の指定統計調査で、事業の地域別、産業別、規模別の分布を明らかにする重要な統計として、昭和二十二年から二十六年まで、二年ごとに調査が行われてきたが、その後三年を経過し、経済事情の変動により経済界の実態にも著しい変化が考へられるので、最新の資料を早急に整備する目的のため今回調査が行われます。

○事業所  
この調査で事業所とは「仕事の行われている一定の場所」のことで、工場、鉄道及びバスの本社、銀行、会社、事務所、商店、学校、神社、寺院、医院、旅館、料理店、浴場、映画館、劇場等です。

○調査を行う事業所  
次の「調査を行わない事業所」を除いた全ての民営及公営の事業所を調査します

○調査を行わない事業所  
農業、林業、狩猟業、漁業

水産養殖業、公営の事業所で公務(行政事務)を取扱うもの、事業所の構内にある他企業の経営にかゝる事業所、もつぱら主事業所のためにあるもの三ヶ月以上休業中のもの又はその見込のもの、駐留軍又は外国政府の管理する事業所。

○調査の種類  
甲調査と乙調査があります

△甲調査  
前記「調査を行う事業所」を調査します。

△乙調査  
甲調査の結果、次に該当する事業所を調査します  
△サービスマスターのうち旅館、貸間、下宿及びその他の宿泊所、対個人サービスマスター、対事業所サービスマスター、自動車修理業及びガレージ業、その他の修理業、

映画業、映画業以外の興業、娯楽劇場及び附随事業を営む事業所のうち、従業員数、十人以上のものは全部、従業員数、九人以下のものは指定された区域にあるもの全部。

○申告義務者  
事業主又は事実上の管理者が申告することとなっております。

○調査員  
区職員及び民間の方で都知事が任命し、調査に際しては調査員証を携帯することになっております。

七月一日より該当事業所に調査員が調査に参りますからよろしく御協力下さい。

### 都営住宅の受付行はる

六月十四日より十六日まで

(第一種 建築課、第二種は民生課で)

第一種及第二種の都営住宅の入居者の受付を十四日、十五日、十六日の三日間にわたつて夫々建築課及民生課において行はれた。

○本区における三日間の受付件数は第一種に於いては三五三三件、第二種に於いては一五八八件であった。

○汲取作業員が汲取の際各家庭からは現金は受けとれないことになつております

### 汲取手数料は

### 汲取券でお願いいたします

汲取の際には金銭によらず必ず汲取券を御利用下さい。

り金銭を強要した場合は清掃本部豊島出張所及び区役所又は最寄りの区役所出張所へ御連絡をお願いします。

### 豊島振興会館建設要綱

|                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 名称                  | 豊島振興会館(仮称)                |
| 建設敷地                | 豊島区池袋一ノ七七八番地(豊島公会堂隣)      |
| 敷地面積                | 四八九坪                      |
| 建物面積                | (鉄筋鉄骨コンクリート造二階建) 延六〇九坪二八三 |
| 一階                  | (建坪) 八八坪七八九               |
| 二階                  | 一四坪五〇〇                    |
| 中二階                 | 九六坪四二九                    |
| ペントハウス              | 一六坪五三九                    |
| 渡り廊下                | 五坪六四五                     |
| 小計                  | 二二二坪九〇二                   |
| 主なる室                |                           |
| ○日資室                | (結婚式場) 前室、控室付             |
| ○貴賓室                | 二一畳、一二畳(二室連続)             |
| ○茶室                 | 六畳、四畳半(二室連続)              |
| ○食堂                 | (四畳半台目) 水屋                |
| ○化粧室                | (調理場、配膳室付)                |
| ○管理事務室              | (各階共)                     |
| B棟(建坪)              | (宿直室付)                    |
| 地階                  | 八六坪三三二                    |
| 一階                  | 一一〇坪三三二                   |
| 二階                  | 一一二坪〇〇七                   |
| 二階                  | 一四三坪八〇二                   |
| ペントハウス              | 一八坪三七五                    |
| 渡り廊下                | 五坪九五九                     |
| 小計                  | 三八七坪三八一                   |
| 主なる室                |                           |
| ○ロビー、集会室            | (四〇〇人) 五〇〇人収容             |
| ○演壇控室付              |                           |
| ○図書室、会議室            | (三室) 事務室(五室)              |
| ○豫備室、湯沸場、用務員室       |                           |
| ○地下室(機械室、自家発電室、豫備室) |                           |
| ○化粧室(各階共)           |                           |
| 組合せ券                | 甲 一四〇円                    |
| 組合せ券                | 乙 七〇円                     |
| 一樽券                 | 一五円                       |



野生鳥類の愛護と

狩獵法について

最近、山林や農作物が害虫

の繁殖によつて甚だしい損害

を蒙りつつあると云うことを

よく耳にします。昨年だけで

も、害虫によつて枯死した樹

木は一千万石に達し、田畑に

於ては、百億円以上の巨費を

投じて殺虫剤を撒布しても、

まだ相当の被害があると云う

有様で、この防除対策はまこ

とに容易ならぬものがありま

す。このような結果を招来し

た最大の原因は野生の鳥類が

す。

「狩獵法」は吾々の生活に

かゝる大きな貢献をしている

野鳥類を保護し、その繁殖を

図ると共に、吾々自身もその

恩恵に浴するため設けられた

ものです。だから意味なく野

鳥を殺したり、捕えたりして

これを迫害することは、自ら

無数の害虫を山野に放ち、好

んで災害を招くものと云われ

ても仕方ありません。

それでは、「狩獵法」の各

規定中から、是非とも吾々が

守り、そして実行しなければ

ならない諸点を拾つてみまし

よう。

◎保護鳥の飼育について

野鳥は前述したように、害

虫の天敵として、農林業上多

大の利益をもたらすばかりで

なく、季節の使者として、そ

の優しい姿や美しい声は、吾

々の生活に限りない希望と潤

いを与えてくれます。このた

めに野鳥を籠に閉つて飼うと

云う風習がいつの間にか生ま

れました。これは害虫駆除の

目的に反するのみならず、鳥

類愛護の面から、必ずしも好

ましいものではありませんが、

どうしても飼鳥をしたい人

は、必ず都知事の許可を受け

なくてはなりません。

ところでこの保護鳥とはど

う云うものを指すのでしょうか。

「狩獵法」では野生の鳥

(獣)類を保護鳥と狩獵鳥に

分けておりますが、保護鳥は

害虫の駆除などに役立つもの

、数が少なくて絶滅の恐れある

もの、その他特に保護繁殖を

図る必要あるものが指定され

ています。その種類は概ね左

の通りです。

「メジロ」「ウグイス」「

ヒバリ」「ホホジロ」「オオ

ルリ」「ヤマガラ」「ウツ」

「ノジコ」「コガラ」「マヒ

ソ」「イカル」「ヒガラ」「

ミソサザイ」「キビタキ」

クログミ」「オナガ」「ヒ

ヨドリ」「サンコウチョウ」

「シジュウカラ」「アオジ」

「カケス」「コルリ」「コノ

ハヅク」「ミヤマホホジロ」

「カシラダカ」「ムクドリ」

「オシドリ」「ベニマシコ」「

シラサギ」「コマ」「エナガ

」——以上鳥類。「サル」「

メスシカ」——以上獣類。

これらの鳥獣類は、狩獵器

具(空気銃を含む)その他を

使つて殺すことは固く禁じら

れておりますし、これを捕獲

する場合は、農林大臣又は都

道府県知事の許可を要するほ

か、飼育する場合にも、都道

府県知事の許可がいることは

前述した通りです。

飼鳥の許可を受けるには、

最寄りの鳥獣販売店で申請の

仕事を取り扱つておりますの

で、これから飼育される方、

又は許可なしに飼つている方

は必ず御申出願願います。又以

前に許可を受けてあつても、

その有効期間は一ケ年ですが

ら期間が切れたら許可更新の

手続をしなければなりません

◎空気銃の使用について

最近、野鳥が減少している

原因の一半は、空気銃の普及

にあると云われています。現

在、国内で使用されている空

気銃の数は、百万挺を超える

と予想せられ、その一挺が、

一羽の小鳥を殺すとしても、

百万羽の減少となり、二〇羽

、三〇羽と殺すことを想像す

れば、驚くべき多数の野鳥が

犠牲になつていくわけでは

ありません。

空気銃を使用される場合は

「狩獵法」に定められた左の

諸点を、必ず守るようによ

うにいた

一、狩獵登録

空気銃の使用許可は、い

らなものとして認められて

いる向も

比較的多いようですが、現在

では登録をしなければ使用出

来ないことになつてい

ます。

この手続については、近くの

空気銃販売店でお問合せ下

さい。

二、使用時期

登録は相当の危険が伴うの

で、市街地その他人家稠密な

場所、若くは家人群集の場所

に於て、空気銃を使用するこ

とは出来ません。本区は勿論

これに該当するので、屋外で

の発砲は絶対しないように

いたしなう。

以上「狩獵法」の概略につ

いて述べましたが、これらの

規定に違反した場合は、当然

罰せられるものでありますし

又そうでなくとも、田畑や森

林を害虫から守るために、或

いは、吾々の精神生活をより

豊かなものとするために、皆

で野生の鳥類を愛護いたしま

しなう。

記

豊島区募金目標額

老百参拾参万四千円也  
中間募金額(六月七日現在)  
七拾貳万六千四百八十五円也

日赤募金中間報告

例年の如く、五月一日より一ヶ月間にわたつて行われた昭和二十九年度赤十字事業資金募集運動は、区内各地区推進委員並に協賛委員の方々の、絶大なる御協力と、区民各位の御理解ある御後援により、好成績を挙げつつありますので、関係者一同衷心より感謝して居る次第であります。

なほ、現在事務の手続き上最終の結果が出るに至つておりませんので、募金状況の中間成績について次の通り報告致します。

衛生モデル地区（増設分）決定す

伝染病多発 警戒地区も併せて発足

衛生豊島確立の本区において実施する諸施策については衛生相談員を初め、地区委員協力員及区民各位の御理解ある御協力を得着々成果を挙げて来たが、今回更に徹底を期するために衛生モデル地区九ヶ所の増設、及び昨年実施して好成績を挙げた伝染病多発地区八ヶ所、全警戒地区十ヶ所の設置について各地区に図つたところ、この程決定を見発足することとなつた。

モデル地区一覽表

| 出張所名 | 区        | 域 | 戸数  | 世帯数   | 人口    |
|------|----------|---|-----|-------|-------|
| 一    | 英鶴七丁目の一部 |   | 四八〇 | 四八〇   | 九〇〇   |
| 二    | 池袋六丁目全部  |   | 七七三 | 七三三   | 一、〇〇一 |
| 三    | 池袋三丁目全部  |   | 一九五 | 二三五   | 七四五   |
| 四    | 日出町一丁目西部 |   | 三二〇 | 三九一   | 五五〇   |
| 五    | 高田本町二丁目  |   | 四一五 | 四九〇   | 九〇〇   |
| 六    | 長崎一丁目全部  |   | 七五七 | 一、四八三 | 五、一七  |
| 七    | 椎名町四丁目全部 |   | 五八四 | 八八三   | 四、六六  |
| 八    | 千早町四丁目全部 |   | 四六五 | 五二六   | 二、一八  |
| 九    | 栗町二丁目    |   | 三一〇 | 三五六   | 五二四   |

すべく鋭意準備を行なつてい  
る。  
区民各位におかれても、住  
みよい区豊島建設のため倍旧  
の御協力をお願いする。  
なお今回増設の衛生モデル  
地区は別表の通りである。

人事異動

民生課長を命ず  
多田敬三 (財務課 豫算係長)  
民生課長事務取扱を免す  
木村秀崇 (助 役)  
六月十日豊島区発令

成人職業学校 『開校式舉行』

之により衛生モデル地区は合計三十八地区で概ね全区の三分の一が包含されたことになつたわけである。

本区においては前年同様、梅雨明けの各種昆虫、伝染病

第六期豊島区成人職業学校の開校式は去る九日午後六時豊島公会堂において新入生及び来賓多数の参加を得て盛大に開催された。

式は校長挨拶が木村助役により行われ、続いて協力団体として片岡区教育委員長、坂田池袋職安所長の挨拶、早川区議会議長、橋本厚生委員長の祝辞があり続いて講師紹介があつて式を閉じた。

式終了後、松竹映画「次男坊」の上映があり午後九時過ぎに散会した。

尚今期開講に際しての受付状況は前回にも増した盛況さで受付当初大部分の科目が定員を超過する程であつた。

自動車運転科にありては選衡のため七日区役所内中庭において面接を行い入校生の決定を行つた。



(写真 受付の状況)

豊島区清掃事業 協力会理事会開催

去る五月二十八日午後四時より各理事並びに関係役職員の出席の上開催された。本会における保健衛生事業の一環として次の事項が協議され午後六時散会した。

- 一、昭和二十八年年度保健衛生対策費の支出について
- 二、塵芥箱の設置について
- 三、衛生モデル地区の視察について

豊島区世帯人口等の現況

| 出張所名 |     | 1        | 2      | 3      | 4      | 5      | 6      | 7      | 8      | 9      | 合計      |
|------|-----|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 戸数   | 総戸数 | 7804     | 7,346  | 6,128  | 4,065  | 3,393  | 3,883  | 3,409  | 3,564  | 3,816  | 43,403  |
|      | 増減  | 45       | 52     | 42     | 4      | 10     | 45     | 4      | 3      | 17     | 222     |
| 世帯   | 総世帯 | 13,798   | 15,028 | 9,690  | 6,957  | 5,207  | 6,885  | 5,250  | 5,591  | 5,309  | 73,715  |
|      | 増減  | 124      | 120    | 76     | 50     | 31     | 25     | 48     | 30     | 40     | 544     |
| 人口   | 男   | 27,294   | 30,049 | 17,248 | 13,344 | 10,953 | 13,808 | 10,458 | 11,276 | 11,012 | 145,442 |
|      | 女   | 26,536   | 28,113 | 17,227 | 13,759 | 10,087 | 13,185 | 10,146 | 10,952 | 10,293 | 140,298 |
|      | 計   | 53,830   | 58,162 | 34,475 | 27,103 | 21,040 | 26,993 | 20,604 | 22,228 | 21,305 | 285,740 |
|      | 増減  | 447      | 391    | 239    | 108    | 98     | 82     | 120    | 29     | 60     | 1,604   |
| 備考   |     | 増減は前月との比 |        |        |        |        |        |        |        |        |         |

特別区民税第一期の納期は六月三十日です

○昭和二十九年特別区民税徴税令書が本月中旬頃皆様のお手元にとどく手筈になつております。  
○第一期分の納期は来る六月三十日です。  
納期までに必ず御納め下さるようお願い致します。  
○尚申告のなかつたもの又は書類の内容が不備であつたものに対しましては、調査のすみ次第発送致しますから御承知下さいます。

子供銀行調

| 区分    | 種別            | 銀行        | 郵便局       | 信用組合    | 計         |
|-------|---------------|-----------|-----------|---------|-----------|
|       |               | 内         | 外         | 外       |           |
| 行     | 学校内で設立されているもの | 11        | 1         | 3       | 15        |
|       | 学校外で設立されているもの | 5         | 6         | 1       | 12        |
| 貯蓄者数  | 学校内で設立されているもの | 6,192     | 200       | 1,110   | 7,502     |
|       | 学校外で設立されているもの | 644       | 1,137     | 165     | 1,946     |
| 貯蓄現在高 | 学校内で設立されているもの | 5,019,446 | 25,000    | 823,583 | 5,868,062 |
|       | 学校外で設立されているもの | 752,550   | 1,354,104 | 444,205 | 2,550,859 |

国民貯蓄組合現勢

| 区分     | 種別              | 組合数 | 組合員数    | 貯蓄現在高         |
|--------|-----------------|-----|---------|---------------|
|        |                 | 組合数 | 組合員数    | 円             |
| 地域組    | 組合              | 12  | 241     | 1,221,583     |
| 職域組合   | 官公庁学校を単位とするもの   | 11  | 806     | 3,385,449     |
|        | その他             | 13  | 698     | 12,078,470    |
| 業域組合   | 農水産業を単位の単位とするもの | —   | —       | —             |
|        | 商工業を単位の単位とするもの  | —   | —       | —             |
| その他の組合 | 金者貯蓄組合          | 26  | 139,212 | 3,760,096,617 |
|        | その他             | 16  | 2,184   | 6,438,110     |
| 合計     |                 | 78  | 143,141 | 3,783,220,229 |

みんなが生活の切替を  
収入の1割は貯蓄しましょう

自立促進貯蓄運動  
が行はれています

○本年度の貯蓄目標額は 七千億円です。  
期 間 六月十五日より七月十五日まで

進貯蓄運動が行はれておりま  
より発表せられました昭和二  
十九年度全国の貯蓄目標額は  
七千億でありまして、これを

六月十五日から七月十五日まで  
一ヶ月にわたり自立促進貯蓄運動  
が、都民一人一人に割り当て見ると  
国民一人一人に割り当て見ると  
年額八千円、一日およそ二十  
円見当になります。  
東京都下の目標額は一千八  
百億円、都民一人当り年額  
約二万四千円、一日およそ六  
十六円となり、都民の一人一  
人が毎日六十六円を貯蓄する  
と、東京都の貯蓄目標額一千  
八百億円に達成することがで  
きるわけでありまして、しかし

一般家庭で毎日六十六円を貯蓄に振り向けることは、なかなか容易でないとおもいますが、わが国の経済を一日も早く自立させるためには何となく都民の方々の一人一人の「消費節約」をしてそこから生れる貯蓄をふやすよう御協力をお願い致します。  
本区におきましては累次にわたって行われました自立促進貯蓄運動及びその他の諸運動に際しては、貯蓄組合及び子供銀行等の結成促進を始め色々の計画を立案実施し、協力して参りましたが、区民の皆様方の御努力と御理解ある御協力により昭和二十五年以来、貯蓄功労者として須藤区長外三名、優良貯蓄組合として二組合又優良子供銀行として大蔵大臣表彰三行、都知事表彰六行を出し、きわめて優秀なる成績を挙げてまいりましたが、今後益々貯蓄のわが国経済自立におよぼす影響についてお考えを頂き、今後共特段の御協力をお願い致します。

向本年三月三十一日現在における本区の貯蓄組合の現勢は別掲の通りであります。

「商工連合会」  
川崎市商工施設の視察を行う

豊島区商工連合会では、商工業経営上の企画研究の参考にするため役員始め五十七名が参加し、五月二十五日午前十時より午後五時にかけての順序によつて視察を行つた。

- 1、都立工業奨励館
- 2、明治製菓株式会社川崎工場
- 3、東京芝浦電気株式会社
- 4、川崎市商店街

豊島区商店街連合会  
会旗入魂式挙行

豊島区商店街連合会では、かねて発注製作中であつた会旗がこの程出来ましたので、佐久間会長外役員及び区役所側より松沢商工課長外関係職員により、去る六月十一日午後三時より明治神宮社前において入魂式を挙行した。

軽犯罪法はどのよう  
守られているか

軽犯罪法が施行されて六年になります。昨年中における都内二十三区内の軽犯罪法違反検挙は、一七、八七七件(一八、五六一名)で、昨年の二九、三〇〇件(三〇、二九八名)に比較すれば一一、四三三件(一一、七三七名)の減少を示して居ります。しかし、このうち送致したものは七五九件(七七六名)で一昨年の七二九件(七六五名)にくらべればむしろ増加しております。それだけ悪質者が増えてきたといへます。

- に取締の対象となつた違反は次の通りであります(○は増)
- 1、生業につく意志なく住居不定の違反 七三二件
  - 2、公共の会堂、劇場等他人に迷惑をかけた違反 三三八件
  - 3、建物、森林又は引火しやすきものの附近で火気を用いた違反 四〇〇件
  - 4、他人の身体又は物件に害を及ぼし易いところを物をなげたり、発射した違反 六九〇件
  - 5、人畜に害を及ぼす性癖のある犬又は鳥獣を解放した違反 一、一八二件
  - 6、公共の場所で乱暴な言動等により多数の人に迷惑をかけた違反 四六二件
  - 7、高音違反三、八三九件 一昨年三、四八八件
  - 8、公衆の集合場所における大小便の違反 二四七四件
  - 9、汚物廃物等の投棄違反 一、〇六七件
  - 10、他人の進路身辺の防害等の違反 二、三二二件
  - 11、立入禁止違反 一、六二五件
  - 12、貼札等の違反 一、五八五件 (警視庁)